

平成30年度答申第82号
平成31年3月22日

諮問番号 平成30年度諮問第55号（平成30年12月5日諮問）
審査庁 防衛大臣
事件名 即応予備自衛官に対する免職処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求に係る処分は、違法なものというを免れず、取り消されるべきであるから、棄却すべきである旨の諮問に係る判断は妥当とはいえない。

理 由

第1 事案の概要

1 事案の経緯

- (1) 陸上自衛隊A方面混成団長（以下「処分庁」という。）は、平成29年7月31日付けで審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、即応予備自衛官を免ずる処分（以下「本件免職処分」という。）を行った。
- (2) 審査請求人は、平成29年10月11日、審査庁に対し、本件免職処分の取消しを求めて本件審査請求をした。
- (3) 審査庁は、平成30年12月5日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

以上の事案の経緯は、辞令書、審査請求書及び諮問書から認められる。

2 関係法令の定め

即応予備自衛官については、自衛隊法（昭和29年法律第165号）75条の8において準用する同法75条1項の規定により、分限、懲戒及び保障

に係る規定を適用しないとされている。

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求人は、本件免職処分に当たり、第 a 普通科連隊重迫撃砲中隊の中隊長に異議申立てを行ったが、相手にしてもらえず、上級部隊に説明する機会を奪われた。また、処分庁は、審査請求人がストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号。以下「ストーカー規制法」という。）違反で通常逮捕され、略式起訴により罰金 20 万円を支払った事実を同中隊の 2 等陸曹の答申書のみで判断しており、弁明書に事実を証明する書類も添付されていない。
- (2) ストーカー規制法違反で通常逮捕等された件は、中隊長の指示によって行動した結果であり、弁明書に添付した「処分事例」よりはるかに悪質性が低い。また、「処分事例」の停職 5 日の事例より重いとしても、免職の処分は重すぎる。

第 2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁の諮問に係る判断は審理員の意見と同旨であるところ、審理員の意見の概要は以下のとおりである。

- 1 審査請求人の主張の要旨（1）について、本件免職処分は、即応予備自衛官たるにふさわしくない行為のあったときに該当し、即応予備自衛官として引き続き任用しておくことが適当でない認められる場合には、免職することができる旨を定める即応予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令（平成 10 年陸上自衛隊訓令第 1 号。以下「本件訓令」という。）12 条 1 項 6 号に基づくものであるところ、「予備自衛官等免職基準及び手続の解説について（通知）」（陸幕人計第 125 号。18. 3. 24）（以下「手続の解説」という。）によれば、同号に基づく処分を行う際、免職されようとしている規律違反の事実を記した、本人が署名押印した文書（以下「供述書」という。）をもって「事実」を確定させ、その事実をもって処分を行うこととされているところ、本件免職処分に係る供述書は添付されていない。

しかし、手続の解説はあくまでも業務の参考として作成されたものであり、中隊長は、審査請求人がストーカー規制法を犯し、略式手続による判決により罰金 20 万円を支払い釈放されたことを、審査請求人本人及び B 警務隊からの報告により確認したのであって、手続の解説上、一部適切な手順ではなかった点も確認できたが、重大な要因ではなく、本件訓令及び即応予備自衛官の任免等細部取扱いに関する達（平成 10 年陸上自衛隊達第 21 - 22 号。

以下「本件達」という。)の規則上瑕疵はないため、本件免職処分の取消しを求める理由としては採用できない。

- 2 審査請求人の主張の要旨(2)について、現職自衛官がストーカー規制法の規定による警告がされた事例において停職5日の処分を受けていることから、本件については、警告後、ストーカー行為で通常逮捕に至っているため、停職6日以上の中処分該当すると判断し、本件免職処分を行ったことは、本件訓令及び本件達の規定並びにその解釈に従って適正にされたものであり、何ら違法又は不当な点は存在しない。

第3 当審査会の判断

当審査会は、平成30年12月5日に審査庁から諮問を受けた。その後、当審査会は平成31年1月18日、同月31日、同年2月19日、同月28日、同年3月7日、同月15日及び同月20日の計7回の調査審議を行った。

また、審査庁から、平成31年2月13日、同月15日及び同月26日付けで、審査請求人から、平成30年12月10日付けで、それぞれ主張書面又は資料の提出を受けた。

1 審理員の審理手続について

当審査会に提出された主張書面及び資料によれば、本件審査請求に関する審理員の審理の経過は以下のとおりである。

(1) 審理員の指名

審査庁は、平成30年2月14日、本件審査請求の審理手続を担当する審理員として、人事教育局人材育成課長であるPを指名し、同日付けで、その旨を審査請求人及び処分庁に通知した。

(2) 審理手続

ア 審理員は、平成30年2月19日、処分庁に対し、審査請求書の副本を送付するとともに、同年3月23日までに弁明書を提出するように求めた。

イ 処分庁は、平成30年3月14日付けで、審理員に対し、弁明書を提出した。審理員は、同月28日付けで、審査請求人に対し、弁明書の副本を送付するとともに、反論書を提出する場合には同年5月28日までに提出するように求めた。

ウ 審査請求人は、平成30年4月20日付けで、審理員に対し、反論書を提出した。

エ 審理員は、平成30年6月15日、処分庁に対し、質問書を送付する

とともに、同年7月17日までに回答書を提出するように求めた。

オ 処分庁は、平成30年7月9日付けで、審理員に対し、回答書を提出した。審理員は、同年8月6日、審査請求人に対し、質問書を送付するとともに、同年9月14日までに回答書を提出するように求めた。

カ 審査請求人は、平成30年8月9日付けで、審理員に対し、回答書を提出した。

キ 審理員は、平成30年11月16日付けで、審査請求人及び処分庁に対し、審理を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同月30日である旨を通知した。

ク 審理員は、平成30年11月19日付けで、審査庁に対し、審理員意見書及び事件記録を提出した。

以上の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はないかがわからない。

2 即応予備自衛官の免職制度の概要等について、次の点を指摘することができる。

- (1) 即応予備自衛官は、自衛官であった者等の志願に基づき、選考により、相当の自衛官の階級を指定して、採用期間を3年間（継続可能）として採用される非常勤の特別職国家公務員であり（自衛隊法75条の8、67条1項、3項、68条1項、2項、国家公務員法（昭和22年法律第120号）2条3項16号）、①防衛招集命令等を受けた場合には、指定の日時、場所に出頭して、招集に応じなければならず、出頭した日をもって、自衛官となってあらかじめ指定された陸上自衛隊の部隊において勤務するものとされるが（自衛隊法75条の4第1項から3項まで）、招集の必要がなくなると、招集を解除された場合には、その翌日をもって即応予備自衛官となるものとされ（同条4項、5項）、②訓練招集命令を受けた場合には、指定の日時、場所に出頭して、招集に応じなければならず、所定の招集期間（1年を通じて、30日を超えない範囲内で防衛省令で定める期間）訓練に従事するものとされている（自衛隊法75条の5第1項から3項まで）。

ところで、自衛隊法75条の8、75条1項は、即応予備自衛官について、分限、懲戒及び保障に係る規定は適用しない旨を定める。これは、即応予備自衛官が、有事の場合に防衛招集命令を受けない限り、普段は、一般社会においてそれぞれの職業に従事しながら、一定の訓練に従事するの

みであるという、自衛官とは異なる特殊な性格を有していることから、自衛官に適用される上記各事項に関する規定をそのまま適用することは適当でないためであると解される。そして、上記のほかにも即応予備自衛官の任免についての法令の定めはないことにも鑑みると、即応予備自衛官の任免に係る判断は、任命権者（防衛大臣又はその委任を受けた者。自衛隊法31条1項）の合理的な裁量に委ねられていると解するのが相当である。

- (2) そうしたところ、防衛大臣は、即応予備自衛官の免職について、本件訓令12条1項において、即応予備自衛官が、勤務実績がよくないときや心身の故障のため職務遂行に支障があるときなど、その職務に必要な適格性を欠くとき（1号から3号まで）、過員を生じたとき（4号）や、職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき（5号）、即応予備自衛官たるにふさわしくない行為のあったとき（6号）、常勤の隊員等となる時（7号）、その他自衛隊法及びこれに基づく命令に違反したとき（8号）のいずれかに該当し、即応予備自衛官として引き続き任用しておくことが適当でない認められる場合には、これを免職することができる旨を定めており、これらの定めは、上記のような即応予備自衛官の任務、任用等の特性に照らして、特段不合理な点はない。

さらに、本件達16条3項は、本件訓令12条1項5号、6号及び8号に該当し即応予備自衛官を免職することができる場合とは、真にやむを得ない事由がなく災害等招集に応じなかったとき、正当な事由がなく、かつ、無届で1年を通じ2回以上訓練招集に応じなかったとき及び3か月以上所在不明であるとき（1号）、重大な規律違反、悪質な刑事事犯及びその他自衛隊に著しく不利を与える事犯に関係したとき（2号）、訓練招集中において自衛隊法61条1項に規定する政治的行為を行った場合で、その行為が悪質であると認めるとき（3号）の一に該当する場合とする旨を定めているところ、これらの定めについても、特段不合理なものということはいえない。

3 以上を前提に、本件免職処分の適法性及び妥当性について検討する。

- (1) 本件免職処分に係る処分庁の判断の適法性、妥当性についての審査庁の説明は、次のようなものである（平成31年2月15日付け及び同月26日付け審査庁主張書面）。

審査請求人は、ストーカー規制法違反で逮捕勾留、略式起訴され罰金20万円を払い釈放された（以下「本件行為」という。）ものであるところ、

処分庁は、本件行為が、本件達16条3項2号（重大な規律違反、悪質な刑事事犯及びその他自衛隊に著しく不利を与える事犯に係る場合）に該当することから、本件訓令12条1項6号（即応予備自衛官たるにふさわしくない行為があったとき）を適用できるとして、免職が妥当と判断したものと解される。

この点、本件訓令12条1項6号及び本件達16条3項2号の適用の考え方については、陸上幕僚監部人事部人事計画課が作成、周知している手続の解説において、「自衛官であれば、重処分に相当する規律違反を犯した場合」とされていることから、自衛官の私的行為に関する違反に係る懲戒処分の適用基準と同様に、違反行為の種類、結果の程度、違反者の地位階級、部内外に及ぼす影響等を考慮し、判断することとしている。そうしたところ、本件行為については、自衛官がストーカー規制法の規定による警告がされた行為において、軽処分の中では処分量定が最も重い「停職5日」の処分とされた事例と比較し、これより違反行為の結果の程度が大きいことから、「停職6日以上」の重処分に該当すると判断した。なお、上記解説が挙げている考慮事項のうち、違反者の地位階級、部内外に及ぼす影響に関しては、審査請求人は幹部隊員ではなく「曹」の階級であること、新聞報道があったものの私人として報道されたため部内外に及ぼす影響は小さかったことから、自衛官であれば重処分に相当するかどうかの処分量定に影響を与えるまでに至らないと判断した。

- (2) ア 審査庁の説明は、即応予備自衛官の免職については、手続の解説に従って、その行為が、自衛官であれば重処分（停職6日以上の懲戒処分）に相当するかどうかを検討し、相当すると判断できる場合は、本件達16条3項2号、本件訓令12条1項6号に該当するとして、免職妥当と判断すべきというものである。

即応予備自衛官の免職に係る裁量権の行使に当たり、このような判断枠組みを採用すること自体は首肯できないものではないが、その場合でも、即応予備自衛官の免職処分は、公務員の身分に関わる不利益処分であり、処分の名宛人に及ぼす不利益の程度が大きいものであることからして、その具体的な判断は、問題となった行為の経緯、原因・動機、態様、結果・影響の程度、行為者の地位階級等の諸般の事情を総合的に考慮した上で行うのが適切である。そして、その前提となる事実の確認は慎重にされるべきであり、そのような基礎によって立つことによって初

めて、上記の判断が合理的なものと評価することができるというのが相当である。

この点、上記手続の解説においては、「訓練招集時を除いては、官の統制に服していない隊員であるため、供述等を得る機会が限定されるなどの予備自衛官等の特質を踏まえた手続とする必要がある。」としながらも、本件訓令12条1項6号を適用して免職とする場合には、「免職されようとしている規律違反の事実を記した、本人が署名押印した文書」の作成を要する、また、「新聞・テレビによる報道等のみでは「事実」とならないので注意が必要である。規律違反等を起こした者に対して、本人の供述や知り得た情報等に基づき書き起こしたものを本人に読み聞かせた上、本人が認めて署名押印（指印）して初めて「事実」となる。」としているのは、上記のような総合考慮の前提となる事実確認の在り方を示すものとして、合理的なものと認められる。

イ しかるところ、処分庁は、本件免職処分に当たり、「本人の供述や知り得た情報等に基づき書き起こしたものを本人に読み聞かせた上、本人が認めて署名押印（指印）し（た）」文書を作成していなかった。また、本件免職処分の際に審査請求人に交付した辞令書には「即応予備自衛官を免ずる」と記載するのみで、辞令書の交付に当たり本件免職処分の理由、免職事由に該当する具体的な事実及び本件訓令（及び本件達）の該当条項を明らかにしていなかった。

このように、処分庁が本件免職処分に当たりどのような事実を認定し、それをどのように評価したのかが明らかではなかったことから、当審査会は、審査庁に対して本件免職処分において処分庁が認定した具体的事実等を明らかにするように求めたにもかかわらず、その回答（平成31年2月26日付け審査庁主張書面）は、審査請求人がストーカー規制法違反で通常逮捕され、罪を認め略式起訴により罰金20万円を払い釈放されたとの外形的な事実を摘示するのみであったことからすれば、処分庁は、本件行為に至る経緯、動機、態様等、上記任命権者が考慮すべきと考えられる事情について、何らの事実認定や検討をすることなく、単に逮捕、罰金という当該行為の結果のみをもって、停職5日の軽処分とされた自衛官の処分事例と比較して重処分に相当すると即断したとみるほかはない。この点、上記手続の解説に従って判断するというのであれば、本件の具体的事実を照らし、自衛官であれば重処分に相当するかと

うかを判断しなければならないはずであるが、そのような具体的事実の認定や検討がされておらず、その認定した事実と上記処分事例の事実とを比較した上での判断がされていないといわざるを得ない。そうすると、本件免職処分は、処分庁自身が採用したとする判断の枠組みにおいて不可欠の事実認定が適切にされていない（それゆえに処分庁の判断が上記の諸般の事情を総合考慮したものともなり得なかった）という点において、その判断過程が著しく不合理なものといわざるを得ない。

ウ なお、審査庁（及び処分庁）は、関係部隊から審査請求人が所属する中隊に連絡があり、平成28年7月3日、同中隊から審査請求人に電話により状況を確認した、供述書の作成はされなかったことは適切ではないが、重大な要因ではないなどと主張、説明するが、その電話により確認したのは、結局のところ、逮捕、罰金という行為の結果にすぎないし、上記で指摘したとおり判断の前提となる事実の確認、処分の名宛人となるべき者からの事情聴取及び供述書の作成が相当の重要性を有するものであること（この点は、手続の解説を作成・周知している審査庁内部でも十分に認識されているものと思料する。）、このような事実確認及び供述書の作成がされていれば、本件免職処分において当然考慮されるべき事情を踏まえた検討がされ得たものと考えられることからして、上記審査庁（及び処分庁）の主張、説明を採用することはできない。

- (3) 本件免職処分に以上に指摘したような著しく不合理な点があることからすれば、自衛隊法が規定する即応予備自衛官制度、その任務、任用等の特性を十分に考慮に入れても、本件免職処分は違法なものというを免れない。

4 付言

- (1) 本件免職処分については、上記で指摘したとおり、処分庁が本件免職処分の際に審査請求人に交付した辞令書には「即応予備自衛官を免ずる」との記載があるのみで、辞令書の交付に当たり本件免職処分の理由、免職事由に該当する具体的な事実及び本件訓令の該当条項が明らかにされていない。公務員の身分に関してされる処分については、不利益処分の際の理由の提示等の行政手続法（平成5年法律第88号）の規定は適用しないとされている（同法3条1項9号）が、これは、公務員に対する処分等に適した手続の整備については、必要に応じ、国家公務員法等の公務員管理法の体系の中で適切に措置されるべきとの考え方等に基づくものである。ここで、公務員管理法において、特別職国家公務員は国家公務員法の適用

はなく、特別職国家公務員である自衛官に対する処分等については、自衛隊法で一定の手続が規定されているが、本件の即応予備自衛官についてはその一定の手続を適用しないとされている。即応予備自衛官に対する処分等に適した手続の在り方については、自衛隊法を所管する審査庁において検討すべき事柄であるが、即応予備自衛官の免職処分が公務員の身分に関わる不利益処分であることを踏まえると、処分の客観性及び判断の慎重と合理性を担保し、かつ処分の名宛人に処分の理由を理解させると同時に事後救済手続上の便宜に資する観点から、免職処分に当たり、その理由（少なくとも本件訓令の該当条項）を名宛人に対して明らかにするような措置が必要というべきである。

- (2) また、本件免職処分については、本件免職処分の際に、防衛大臣に審査請求をすることができる旨の教示がされていない。教示は、不服申立制度が十分に活用され、国民の権利利益の救済を図るため、処分をする際に処分の相手方に対し不服申立てによる救済を受けられる旨を教える極めて重要な制度であり、行政不服審査法（平成26年法律第68号）82条により処分庁に義務付けられている措置である。審査庁において、今後の免職処分に当たって教示が適切に行われるよう、部内に周知徹底を図るべきである。

5 まとめ

以上によれば、本件免職処分は違法なものというを免れず、取り消されるべきであるから、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	戸	塚	誠
委	員	小	早川	光郎
委	員	山	田	博